

# 吸わなない人に 吸わせなない

「マナー」から「ルール」へ

望まない受動喫煙をなくすため、2020年4月に改正健康増進法が全面施行されました

## 施設区分ごとの受動喫煙対策義務と、喫煙者や施設管理者の配慮義務

### 義務

#### 敷地内禁煙



病院



学校

※基準を満たした屋外喫煙場所は設置可

#### 屋内禁煙



飲食店

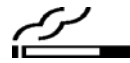


企業  
商業施設等

※基準を満たした喫煙室や、喫煙が主目的の飲食店、届出済の小規模飲食店等では喫煙可

### 配慮義務

#### 望まない受動喫煙の防止配慮義務



喫煙者



喫煙場所を設けた  
施設の管理権原者

※上記配慮義務は、全ての喫煙者と、多数の者が利用する施設が対象

## 意外と知らない？受動喫煙対策のよくある誤解

### 換気扇を回せば大丈夫？



換気扇を回しても  
**タバコの有害物質  
は取り切れず**、部  
屋に残ります。

### 空気清浄機を使用すれば 大丈夫？



空気清浄機を使用  
しても、**有害物質  
は取り切れず**、部  
屋に残ります。

### 加熱式たばこにしている から大丈夫？



加熱式タバコにも  
**有害物質**が含まれ  
ており、健康リス  
クが生じます。

## 喫煙する際には周囲への配慮を忘れずに

### 喫煙者



- できるだけ**周囲に人がいない場所**で喫煙しましょう。  
(子どもや患者等、特に配慮が必要な人の前では喫煙を控えましょう)
- 集合住宅のベランダや屋外喫煙場所で喫煙する際は、**煙が流れることでの周囲への影響に配慮**しましょう。

### 施設 管理者



- 排気・換気の設備が整った喫煙室を設置する等、望まない受動喫煙の防止への配慮を心がけましょう。
- 屋外に灰皿を設置する場合は、**施設の出入口付近や路上に近い場所は避け**ましょう。

